

主 要 記 事 の 要 旨

カジノ導入をめぐる最近の動きと論議

岩 城 成 幸

- ① 地域の活性化、国際観光の振興、さらには財源の確保等を目指してカジノ（ゲーミング）を誘致しようとの動きは、地方自治体や民間団体を中心に広がっている。しかし、誘致運動の中には、カジノのマイナス面を十分に理解していない向きも見受けられる。
- ② 我が国においては、ギャンブルとしてのカジノは、刑法により禁じられている。カジノを合法化するためには、まず、この障害をクリアしなければならない。公営ギャンブル（競輪、競艇等）導入時と同じように、特別法を制定すべきであるとの提案もなされている。
- ③ 法制上の問題をクリアできたとしても、カジノがギャンブルである以上、「負の影響」が発生することは避けられない。「負の影響」の中でも最も深刻なものは、「ギャンブル依存症」（「病的賭博」）の問題である。

ギャンブル依存症は、ギャンブルをやめたくても、やめられない慢性的・進行性の心の病である。カジノ推進派の人たちも、カジノを導入した場合には、「ギャンブル依存症は確実に発生する」と述べている。

我が国では、パチンコ等によるギャンブル依存症患者の実態も、十分には把握されていない。早急な防止対策と業界の積極的取り組みが急がれている。
- ④ 自民党の「カジノ・エンターテイメント検討小委員会」（岩屋毅小委員長）は、平成18年6月に、「我が国におけるカジノ・エンターテイメント導入に向けての基本方針」を発表した。この基本方針では、カジノ導入の主目的を国際観光振興とし、地方自治体と民間との協働による開催を打ち出している。今後、「カジノ・ゲーミング法案」（議員立法）の提出を目指すという。
- ⑤ カジノ導入をめぐる賛否は、どこまで行っても平行線のままであるように見える。推進派の人々は、観光資源としてのカジノの魅力について語り、その経済波及効果の大きさを強調する。一方、反対派の人々は、カジノがもたらすであろう「負の側面」（青少年に対する悪影響、犯罪の誘発、ギャンブル依存症等）の弊害を強調する。
- ⑥ カジノを導入するか否かは、最終的には地域住民が、どこまでカジノのメリットとデメリットを正確に把握し、判断を下すかにかかっているように思われる。カジノ導入に伴うマイナス面（ギャンブル依存症、青少年問題等）が、プラス面よりはるかに大きいと判断した場合には、誘致の前進は難しいかもしれない。

2006年のロシア経済の動向

亀 田 進 久

- ① ロシアの国内総生産（GDP）は2005年に世界第14位を占め、ドル換算で7,633億ドルとなった。他方、2005年における一人当たりGDPは5,349ドルである。BRICs 4ヵ国中では、ロシアはGDPでは最下位にあり、一人当たりGDPではトップにいる。
- ② ロシアにとって今年最大のイベントは、7月に古都サンクトペテルブルクで開催されたG8サミットである。同サミットとの関連で、その直前まで語られていた「ロシア異質論」やロシアのWTO加盟問題、エネルギー安全保障の問題等を取り上げる。
- ③ 日本でもG8サミット主催国、ロシアへの関心が高まり、オイルダラーの流入を背景に消費ブームに沸くロシアの姿を紹介した記事が多く現れた。そこで、まず、ロシア連邦工業・エネルギー省が公表した統計資料等を使って、ロシアの燃料・エネルギー複合体における本年1－7月期の採掘量、輸出量の動態、および石油輸出税と有用鉱物採掘税の実態を明らかにする。
- ④ ロシア政府は2004年1月から、③に言う2税の一部を「安定化基金」として積み立て、大量の石油収入を吸収して、実体経済から切り離れた。これについてはロシア国内にも強い批判がある。その論点を明確化するため、ロシアの金外貨準備高、安定化基金、地域予算等を含めた統合予算、本年上半期のロシア連邦予算、および消費者物価指数と生産者価格指数の動向について確認する。
- ⑤ 大量のオイルダラーの吸収を図る総需要抑制策を採りながら、ロシア経済にはインフレ懸念がある。この問題を検討するために、部門別消費者物価指数と部門別生産者価格指数、貨物輸送料金指数および雇用労働者の賃金の推移について検討する。また、総需要抑制とインフレという条件を抱えつつも、2005年に6.4%、2006年第1四半期に5.5%のGDP成長率を達成したロシア経済をどう評価すべきかについて、内外の研究者の見解を紹介する。
- ⑥ 2005年9月、プーチン大統領は、保健、教育、住宅問題、（全国ガス化計画および住宅とガス化と関連した）農村振興問題を政策の最優先事項と位置づけた。本年8月には、クドリソフ財務大臣が財政の緩和について発言している。本稿の最後では、ロシア農業の現状について若干紹介した後、2006－2007年に亘って実施される農業複合体振興計画の全体像、本年上半期の実績、および同計画の問題点などについて概括する。

ドイツの外国人問題 — 教育の視点から —

木 戸 裕

- ① 我が国に在留する外国人の数は、国際化の時代を反映して増加の一途をたどっている。民族や文化の多様性が拡大するなかで、外国人教育への取組みが、クローズアップされている。
- ② ドイツでは、すでに1960年代から積極的に外国人労働者を受け入れてきた。本稿では、我が国の課題を念頭に置きながら、ドイツにおける外国人問題について、教育の視点から、できるかぎり具体的にその現状と課題をみていく。
- ③ ドイツの総人口は8,243万8,000人で、そのうち外国人が728万9,000人(8.8%)を占めている(2005年末現在)。外国人生徒は、普通教育学校に95万1,300人(9.9%)、職業教育学校に19万1,400人(6.9%)在学している(2004/05学年度)。
- ④ ドイツにおける外国人概念の多様性について理解しておくことが必要である。EU(欧州連合)諸国出身者、移民など非EU諸国出身者、難民などの外国人のほか、国籍はドイツでも、旧ソ連などからの帰還者等々、言語的にも文化的にもドイツとは異なる「移民を背景にもつ」多様なタイプが存在する。また同じ移民でも、第一世代と第二世代では、その背景は異なっている。こうした人々が、いろいろな文脈のなかで複雑に絡み合って教育問題を形成している。
- ⑤ 外国人子女教育の基本原則として、外国人生徒とドイツ人生徒を早い時期から統合して教育する方式と、基本的に両者を分離して教育する方式がある。前者が一般的となっている。
- ⑥ ドイツでは、基本法で「宗教の自由」を保障するとともに、公立学校における宗教教育の実施を義務づけている。その際、イスラム系教員のスカーフ使用や、公立学校におけるイスラム教の授業設置などをめぐって、さまざまな相克がある。
- ⑦ ドイツでは、私立学校は、「代替学校」と「補完学校」という大きく2つのカテゴリーに分類される。外国人学校の大部分は後者に属する。前者のタイプの学校には、公的な財政援助があり、そこで取得される修了証等は公立学校のそれと同等と見なされる。後者のタイプは、基本的にドイツの公立学校と接続関係はない。
- ⑧ OECD(経済協力開発機構)の「生徒の学習到達度調査(PISA)」の結果などから、「移民を背景にもつ」生徒の学力が、ドイツ人生徒と比較して低いことが指摘されている。学校中退者の割合も、移民生徒のほうが高くなっている。
- ⑨ 外国人子女教育は、さまざまなタイプの外国人とドイツ国民との多文化共生教育として位置づけられている。しかし日々の教育現実には、西欧の価値観と非西欧のそれとの葛藤、緊張をつねに孕みつつ展開している。

主 な 国 会 改 革 提 言 と そ の 論 点

武 田 美 智 代 ・ 山 本 真 生 子

- ① 国会改革の主な論点としては、国会の機能（立法機能、行政監視機能、審議機能等）、二院制の問題、議員の待遇や政治倫理の問題、「開かれた国会」に向けての改革、立法機能の強化に係る立法補佐機関の問題等が挙げられよう。本稿では、国会改革に関する各種提言を素材として、これら改革の論点をめぐる議論の概要、改革の進捗状況等を紹介する。
- ② 国会改革の提言で、常に挙げられているのは立法機能の強化、とりわけ議員立法の促進である。その実現のためには、国会法上の発議要件の緩和や政党による機関承認の廃止等が必要であると、主張されている。党議拘束の見直しも、長期にわたり懸案となっている。また、国会は、政府の活動を厳しく監視すべきであるとの提言もなされ、行政監視に関する衆参の常任委員会の再編・新設や、国政調査権強化の一環としての予備的調査制度の導入（衆議院）等が実現した。国会審議に関しては、審議の充実・活性化が課題となっている。平成11年には、国会審議活性化法が制定されたが、国対政治や与党事前審査、会期制度の問題等は、まだ課題として残されている。
- ③ 参議院をめぐる議論は、日本国憲法制定当初から存在したが、特に無所属議員の会派である緑風会が昭和40年に解散して以降は、参議院の独自性と存在意義が問われてきた。こうした中で参議院は、国会改革の諸テーマに取り組み、その独自性を打ち出す改革を重ねてきた。ただ最近では、二院制の是非そのものを問う議論も現れている。
- ④ 国会議員は、国民代表としてその職責を遂行するために、その待遇は様々な形で保障されている。しかし近年の経済社会情勢を反映して、手厚すぎるとの批判もなされている。小泉内閣発足以降は「聖域なき構造改革」の下、歳費削減、国会議員互助年金の廃止等が行われた。政治倫理に関しては、リクルート事件を機に、資産公開法の制定や政治倫理審査会の改革、さらには、あっせん利得処罰法の制定等が実現した。しかしこれらの実効性については、問題点も指摘されている。
- ⑤ 「開かれた国会」に向けての取り組み、特に国会情報の発信は、情報通信技術の進歩により飛躍的に拡大した。国民が国会に直接アクセスする手段である請願や傍聴・参観の充実も図られている。立法補佐機関をめぐる改革論議については、充実・強化の方向が早い時期から改革提言に盛り込まれてきたが、「聖域なき構造改革」の下、事務局管理部門や国会職員待遇の合理化、さらには調査部門の機能強化とスリム化も同時に求められている。

電源開発促進対策特別会計を巡る改革のあり方

深 澤 映 司

- ① 特別会計改革に向けた動きが加速するなか、「電源開発促進対策特別会計」（電源特会）についても、(i)「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」（石油等特会）との統合や、(ii) 電源開発促進税を一般会計経由で繰り入れる方式への移行といった基本方針が、政府から示されている。この電源特会については、原子力発電所の建設工事の遅れに伴う剰余金の増加や、予算の「無駄遣い」が、かねてより問題視されてきただけに、政府の方針がそれらの問題解決に資するものか、注目される。
- ② 過去のデータに基づき定量的な分析を行うと、電源特会における剰余金と、「電源立地促進対策交付金」以外の補助金（予算額）の間には、前者の増加が後者の増大を促すという因果関係があったことがわかる。そのような補助金の中では、電源地域の経済振興を主眼とした補助金の割合が、1980年代以降、上昇傾向を示している点が目を引く。
- ③ しかしながら、1980年代以降、電源地域と非電源地域との間（平均での比較）で、地域経済活性化の度合いに、統計学上意味のある差異は認められない。補助金の不用額が歳出予算現額に占める割合の高さを考慮に入れると、地域振興関連の補助金が、これまで効率的に支出されてきたと見るのは、困難であろう。
- ④ これらの分析結果は、企業金融を巡る「フリーキャッシュフロー仮説」（余裕資金の増加が非効率的な投資を促す）で想定されているよ
- うな状況が、過去の電源特会でも生じていた可能性を示唆している。今般の政府案には、そうした状況を、一般会計から電源特会に「負債による規律付け」を及ぼすことで、解消するという狙いもあろう。しかし、石油等特会への石油税の繰り入れを巡る経験を踏まえると、電源開発促進税の繰り入れ方式を一般会計経由へと改めても、電源特会の支出が規律付けられるという保障はない。
- ⑤ このように政府案が決定打であるとは言い難いなかで、その限界克服に向けた対応策が、二通り考えられる。一つは、特別会計方式の枠内で、電源特会の個々の事業を対象に、ゼロベースでの洗い直しと精度の高い需要予測を行い、必要な場合には、電源開発促進税の税率を柔軟に引き下げることである。もう一つは、電源特会を廃止し、電源開発促進税を全て一般財源へと転換することである。
- ⑥ 仮に電源特会における剰余金の増加が、特別会計という経理手法そのものに起因した問題であると判断されるのであれば、第二の選択肢が検討課題として位置づけられよう。もっとも、特定財源の一般財源化という方策は、必ずしも万能ではなく、その最終的な成否は、一般会計の予算統制がどれほど厳格に行われるかに左右される。したがって、電源特会における余裕資金増大の真の原因を見極め、その結果を十分に踏まえた選択を行うことが強く求められよう。

GATT/WTO 体制の概要と WTO ドーハ・ラウンド農業交渉

樋 口 修

- ① 二国間ベースの FTA (自由貿易協定) の締結が、世界的に急速に進展する中で、多国間交渉は、その役割が改めて問われている。多国間交渉である WTO (世界貿易機関) ドーハ・ラウンドは難航し、遂に2006年7月24日には、一時中断されるに至った。本稿の課題は、GATT/WTO 体制下における多国間交渉の経緯を概観した後に、WTO ドーハ・ラウンド農業交渉の現在までの展開、論点及び課題を整理し、貿易体制の大きな転換期に直面する多国間農業交渉の役割の検討に資することにある。
- ② 1948年1月1日に発足した GATT (関税及び貿易に関する一般協定) は、世界経済のブロック化が第二次世界大戦の一因となったことへの反省を踏まえ、最恵国待遇、内国民待遇、数量制限禁止、関税引き下げの4原則を掲げて貿易自由化を進め、ウルグアイ・ラウンドに至るまで、8回の多国間交渉を行った。農業部門は、各国の既存の農業保護政策との整合性を確保するため、GATT 体制の下では例外扱いされていた。しかし、国際穀物需給の変化に伴う米・EC 輸出競争の激化、関税引き下げの成熟化を背景として、1986-94年のウルグアイ・ラウンドでは、交渉の最重要項目となった。ウルグアイ・ラウンド農業交渉は、農産物貿易の自由化に関する合意を新たに形成した点で、画期的意義を有するが、輸出国と輸入国に課せられた義務の不均衡等の課題を、次期ラウンド (ドーハ・ラウンド) に持ち越した。
- ③ 2001年11月に立ち上げられたドーハ・ラウンドは、貿易を通じて、途上国の経済開発に資する成果を生むことを目標としており、農業分野は、引き続き交渉の最重要課題の一つとなっている。農業交渉は、市場アクセス、国内支持、輸出競争の3分野から構成されており、特に市場アクセス分野における重要品目の問題と上限関税の問題は、我が国にとって、最大の争点となっている。多国間交渉の場では、先進国と途上国の対立の構図が生まれることが多いが、農業交渉の場合は、これに加えて、先進国間、輸入国対輸出国の対立が存在する。さらに、交渉課題によって、各交渉グループが合従連衡するという、複雑な構図が生まれている。
- ④ 現在の農産物貿易は、少数の輸出国が輸出全体の大半を占めている。そのため、輸出国が恣意的に輸出を減らすことがあれば、国際価格が高騰し、輸入国の食料安全保障が脅かされる懸念がある。全世界に共通する農産物貿易のルールを確立することが、FTA・EPA (経済連携協定) 拡大下における多国間交渉の、最大の課題の一つである。

WTO ドーハ・ラウンドにおけるサービス貿易自由化交渉

高 澤 美 有 紀

- ① 我が国のサービス貿易（国境を越えたサービスの取引）は、輸出額、輸出全体に占める割合等から見ても、主要国より低い水準にある。世界貿易に占めるサービス貿易の割合は、2004年で約20%に過ぎないが、今後拡大するものと予想される。我が国には、サービス輸出を増加させる余地があり、この増加が日本経済に及ぼす影響も少なくないと考えられる。サービス貿易の自由化は、モノの貿易に比べて議論の歴史が浅いこともあり、多くの問題を抱えている。本稿では、WTO（世界貿易機関）及び地域貿易協定におけるサービス貿易自由化交渉と今後の課題について述べる。
- ② サービス貿易自由化に対する立場は、開発途上国と先進国とで異なっている。開発途上国は、専門的・技術的とはみなされない分野の労働者を中心とした人の移動の自由化を求めているほか、個別分野では、観光サービスの貿易自由化に関心がある。一方、先進国は、商業拠点設置の自由化への関心が高く、人の移動の自由は、専門的・技能的分野の労働者のみに限定したいと考えている。個別分野では、法律サービスなどの実務、流通、金融などへの関心が高い。
- ③ ウルグアイ・ラウンドで締結された GATS（サービス貿易に関する一般協定）は、サービス貿易自由化の枠組みを規定している。ドーハ・ラウンドでは、各国のサービス貿易自由化に関する約束表の改善を目指して交渉が行われてきたが、難航している。
- ④ 難航の原因は、サービス貿易自由化交渉が農業交渉の進捗に左右されてきたことや、開発途上国と先進国の利害対立だけではない。その他の原因として、第一に、サービス貿易に対する規制が重要な国内政策に関わっていること、第二に、サービス貿易の実態や障壁の把握が困難なこと、第三に、ポジティブ・リスト方式やリクエスト・オファー方式など自由化交渉の方式に内在する問題が挙げられる。
- ⑤ 地域貿易協定でも、サービス貿易自由化が進められており、GATS の約束のレベルを超えた自由化も見られる。しかし、地域貿易協定にも次のような問題がある。第一に、自由化が容易な分野のみ自由化され、国内の規制に対する影響は小さい。第二に、ルール策定があまり進んでいない。第三に、多国間交渉へのインセンティブを損なう可能性がある。したがって、多国間交渉で、サービス貿易の自由化を進めていくべきであると考えられる。
- ⑥ サービス貿易自由化交渉の課題は、透明性の向上や開発途上国支援、ルール策定など多岐にわたっている。我が国としては、何が最も国民の利益になるのかという視点から、開発途上国の支援、労働者受け入れの議論への貢献、サービス貿易自由化のメリットの明示等により、望ましい交渉結果を引き出すことが期待されている。